

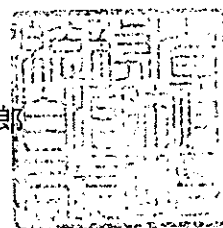


総財務第179号
28文科高第779号
平成28年12月6日

各都道府県知事
各指定都市長
各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各公立大学長
独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

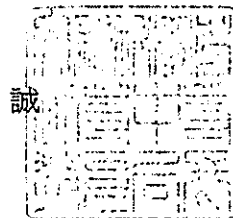
総務省自治財政局長

黒田 武一郎



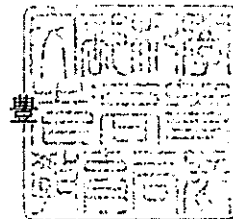
文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠



文部科学省高等教育局長

常盤 豊



地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）

このたび、地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第353号。以下「本政令」という。）が制定され、平成28年11月24日に公布されました。

本政令は、平成27年12月22日に閣議決定された「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号。以下「第6次一括法」という。）による公立大学法人制度関係の改正に伴う関係政令の整備等を行うものです。

本政令による関係政令の改正の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

また、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市を除く。）に対して、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、それぞれ本政令の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるようご助言願います。

なお、第6次一括法や本政令の施行に伴う府省令の改正については、本政令と同日に、地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第92号）が公布され、本日付けで「地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」の通知を行っているほか、追ってその他の府省令の改正が行われる予定です。

記

第一 改正の概要

今回の改正は、第6次一括法により、公立大学法人による大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対する出資、大学附属の学校の設置並びに公立大学法人を設立する地方公共団体（以下「設立団体」という。）以外の者からの長期借入金及び債券の発行が可能とされたことに伴い、関係政令について、以下の規定の整備等を行うものである。

1 地方独立行政法人法施行令の一部改正（本政令第1条関係）

（1）公立大学法人による出資関係（第4条）

第6次一括法による改正後の地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「新地独法」という。）第21条第2号の大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業としたこと。

（2）公立大学法人による大学附属の学校の設置関係（第17条）

新地独法第73条の規定により、学長を理事長と別に任命する大学において、学長の申出に基づき理事長が任命等を行う、同条に規定する教頭、教諭その他の政令で定める者を、以下のとおり定めたこと。

- ① 幼稚園の副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭
- ② 小学校、中学校又は義務教育学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師及び養護助教諭

- ③ 高等学校又は中等教育学校の副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，講師，養護助教諭及び実習助手
- ④ 特別支援学校の副校長，教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，講師，養護助教諭，実習助手及び寄宿舍指導員
- ⑤ 幼保連携型認定こども園の副園長，教頭，主幹保育教諭，指導保育教諭，保育教諭，主幹養護教諭，養護教諭，主幹栄養教諭，栄養教諭，助保育教諭，講師及び養護助教諭
- ⑥ 専修学校の教員

(3) 公立大学法人による設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の発行関係（第18条から第30条まで）

- ① 新地独法第79条の3第1項の規定により，公立大学法人がその費用に充てるため，設立団体の長の認可を受けて，設立団体以外の者から長期借入金をし，又は債券を発行することができる，同項に規定する政令で定める土地の取得，施設の設置若しくは整備又は設備の設置（以下「土地の取得等」という。）を以下のとおり定めたこと。
 - ⅰ) 公立大学法人の施設の移転のために行う土地の取得等であって，当該移転に伴い不用となる財産の処分による収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの
 - ⅱ) 学生の寄宿舍，職員の宿舎その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等，公立大学法人及び当該公立大学法人以外の者が連携して行う教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等又は大学に附属して設置される獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設の用に供するために行う土地の取得等であって，当該土地，施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券を償還することができる見込みがあるもの
 - ⅲ) ⅰ)及びⅱ)のほか，公立大学法人の業務の実施に必要な土地の取得であって，長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが，段階的な取得を行う場合に比して相当程度有利な土地の取得の基準として総務省令で定める基準に適合するもの
- ② 新地独法第79条の3第2項の規定により，公立大学法人がその償還に充てるため，設立団体の長の認可を受けて，設立団体以外の者から長期借入金をし，又は債券を発行することができる，同項本文に規定する政令で定める設立団体以外の者からの長期借入金又は債券を，同条第1項の規定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券（同条第2項の規定により設立団体以外の者からした長期借入金又は発行した債券を含む。以下「既往の長期借入金等」という。）とし，当該設立団体以外の者からの長期借入金又は債券の償還期間として同条第2項ただし書に規定する政令で定める期間を，③の償還期

間から当該既往の長期借入金等の償還期間を控除した期間を超えない範囲内の期間としたこと。

- ③ 新地独法第 79 条の 3 第 1 項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は当該債券の発行により調達する資金の用途に応じて総務省令で定める期間を超えてはならないこととしたこと。
- ④ 新地独法第 79 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による債券（以下「公立大学法人債券」という。）に関し、以下の事項を定めたこと。
 - ㉠ 公立大学法人債券の形式
 - ㉡ 公立大学法人債券の発行の方法
 - ㉢ 公立大学法人債券の募集に対する申込みの方法及び申込証の記載事項
 - ㉣ 公立大学法人債券の特例的な引受け
 - ㉤ 公立大学法人債券の成立の特則
 - ㉥ 公立大学法人債券に係る払込み
 - ㉦ 債券の発行及び債券の記載事項
 - ㉧ 公立大学法人債券原簿の備置き及び同原簿の記載事項
 - ㉨ 利札が欠けている場合における公立大学法人債券の償還の方法
- ⑤ ①から④までのほか、新地独法第 79 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の規定による設立団体以外の者からの長期借入金又は公立大学法人債券に関し必要な事項は、設立団体の規則で定めることとしたこと。

2 教育公務員特例法施行令の一部改正（本政令第 2 条関係）

（1）初任者研修の対象から除く者関係（第 2 条第 2 号等）

任命権者が、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 23 条第 1 項に定める初任者研修を実施する必要がない者と認めるための要件である、既に教諭等として「引き続き一年を超える期間を勤務したことがある者」として対象となる勤務校に、公立大学法人の設置する学校を含めることとしたこと。また、幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例についても同様の取り扱いとしたこと。

（2）十年経験者研修に係る在職期間の計算方法関係（第 3 条第 1 項及び第 3 項第 5 号）

十年経験者研修に係る在職期間に公立大学法人の設置する小学校等の教諭等として在職した期間を通算することとしたこと。また、在職期間から除算する期間に、公立大学法人の設置する小学校等の教諭等としての在職期間中、休職等により現実に職務を執っていない期間を含めることとしたこと。

（3）教育公務員に準ずる者関係（第 10 条第 2 項）

今回の改正による第 2 条第 2 号の規定に合わせ、文言を整理し、第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項と同様の規定ぶりとしたこと。

3 学校教育法施行令の一部改正（本政令第3条関係）

（1）設置廃止等に係る認可等関係（第23条等）

①公立大学法人が設置する大学附属の学校の設置廃止等に係る認可等（第23条第1項第1号、第2号、第4号及び第9号並びに第24条の3）

㊦ 市（特別区を含む。以下同じ。）町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の位置の変更，特別支援学校の高等部の学科等の設置及び廃止，特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更，高等学校等の分校の設置及び廃止について，都道府県教育委員会の認可に係らしめることとしたこと。

㊧ 市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する専修学校の分校の設置又は廃止について，都道府県教育委員会の認可に係らしめることとしたこと。

②市町村立小中学校等の設置廃止等についての届出（第25条）

市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する小学校，中学校等について，その設置又は廃止等について都道府県教育委員会への届出を義務付けることとしたこと。

③市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等（第26条）

㊦ 市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校等の名称の変更等について，都道府県教育委員会への届出を義務付けることとしたこと。

㊧ 市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校の専攻科若しくは別科の設置又は廃止について，都道府県教育委員会への届出を義務付けることとしたこと。

㊨ 都道府県教育委員会は，市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものから名称又は位置の変更に関する届出がなされた場合において，文部科学大臣に報告することとしたこと。

また，都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する高等学校で広域の通信制の課程を置くものが名称又は位置の変更を行った場合についても，文部科学大臣に報告することとしたこと。

④通信教育に関する規程の変更についての届出（第27条）

市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する特別支援学校の高等部における通信教育に関する規程の変更について，都道府県教育委員会への届出を義務付けることとしたこと。

（2）学期及び休業日関係（第29条）

公立大学法人が設置する学校（大学を除く。）について，当該公立大学法人の理事長が学期及び休業日を定めることとしたこと。

(3) 学校廃止後の書類の保存関係（第31条）

公立大学法人が設置する学校について、当該公立大学法人の設立団体の長が、学校廃止後の書類（在学者、卒業者の学習及び健康状況を記録した書類）の保存を行うこととしたこと。

4 公立学校施設災害復旧費国庫負担法施行令の一部改正（本政令第4条関係）

学校設置者ごとに定めている公立学校施設災害復旧費国庫負担の適用除外の基準額について、学校設置者である都道府県に、都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設置する公立大学法人を含めることとし、学校設置者である市町村に、市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含めることとしたこと。（第7条）

5 学校給食法施行令の一部改正（本政令第5条関係）

市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人が設置する義務教育諸学校において実施される学校給食を開設し、又は廃止しようとするときは、都道府県教育委員会への届出を義務付けることとしたこと。（第1条）

6 激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正（本政令第6条関係）

公立学校の施設の小災害債の対象となる事業の施行地域について規定する第43条第1項中「公立学校施設」の用語を改め、「公立学校」の施設とし、「公立学校」に公立大学法人が設置する学校を含むこととしたこと。（第43条第1項）

7 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正（本政令第7条関係）

国が購入した教科用図書の受領及び無償給付に関する事務について、公立大学法人が設置する義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書については、当該法人の理事長が行うこととしたこと。（第1条第1項）

8 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正（本政令第8条関係）

(1) 災害共済給付金の支払方法関係（第4条第5項）

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、公立大学法人が設置する学校の児童生徒等の災害共済給付金の支払いについて、当該学校の校長を通じて行うこととしたこと。

(2) 学校の設置者が地方公共団体又は国である場合の事務処理関係（第19条第2項）

学校の設置者が公立大学法人である場合における災害共済給付金の支払いの請求等に係る事務については、当該学校の校長が処理することとしたこと。

9 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行令の一部改正（本政令第9条関係）

国が購入した教科用特定図書等の受領及び無償給付に関する事務について、公立大学法人が設置する小中学校の児童及び生徒に係る教科用特定図書等については、当該法人の理事長が行うこととしたこと。（第1条第1項）

10 統計法施行令の一部改正（本政令第10条関係）

学校基本調査の実施に関する事務のうち、都道府県知事が行う事務の規定について、「公立の学校」の定義に公立大学法人が設置する大学附属の学校を追加することとしたこと。（別表第四の一の項第三欄第一号）

11 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正（本政令第11条関係）

(1) 公立大学法人が設置する高等学校等の支給限度額関係（第3条第1項第3号）

公立大学法人が設置する高等学校等については、地方公共団体が直接設置する場合と同様の支給限度額とすることとしたこと。

(2) 公立大学法人が設置する高等学校等に在学する低所得世帯の生徒の支給限度額の加算関係（第4条第1項第1号及び第3号）

公立大学法人が設置する高等学校等については、支給限度額の加算の対象としないこととしたこと。

また、公立大学法人が設置する専修学校については、支給限度額の加算の対象としないこととしたこと。

12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部改正（本政令第12条関係）

公立大学法人が設置する幼保連携型認定こども園について、当該公立大学法人の設立団体の長が、学校廃止後の書類の保存を行うこととしたこと。（第8条）

13 施行期日等

(1) 本政令は、平成29年4月1日から施行することとしたこと。（本政令附則第1条関係）

(2) その他関係する政令について所要の規定の整備を行ったこと。（本政令附則第2条から第4条まで関係）

第二 留意事項

- (1) 第6次一括法による地方独立行政法人法の一部改正及び本政令による地方独立行政法人法施行令の一部改正に伴う地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）の改正は、地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第92号）によって行われているため、地方独立行政法人法施行令の一部改正において、総務省令で定めることとされた内容は、当該省令による改正後の地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）を参照すること。
- (2) 第一 1 (3) ⑤の設立団体の規則で定める事項は、例えば、新地独法第79条の3第1項又は第2項の設立団体以外の者からの長期借入金又は債券の発行に係る設立団体の長の認可に必要な手続き、同法第79条の4の設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画に係る設立団体の長の認可に必要な手続き等が想定されること。

別添1 地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令（条文）

別添2 地方独立行政法人法施行令等の一部を改正する政令（新旧対照表）

別添3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公立大学法人制度関係法律の改正について（通知）

別添4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（公立大学法人制度関係抜粋）（新旧対照表）

本件連絡先

<地方独立行政法人制度関係>

総務省財務調査課

電 話：03-5253-5647

F A X：03-5253-5650

e-mail：koudaihou@soumu.go.jp

<公立大学法人制度関係>

文部科学省高等教育局大学振興課

電 話：03-6734-3338

F A X：03-6734-3387

e-mail：daigakuc@mext.go.jp

<大学附属の学校に対する初等中等教育に関する諸法令の適用関係>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

電話：03-6734-4678

FAX：03-6734-3731

e-mail：iinkai@mext.go.jp